

及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

- (3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号イ(3)に規定する基準に該当していないこと。

ハ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)である場合にあつては、当該療養病床の看護職員の数及び当該療養病床のユニット部分(指定居宅サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(四) (二)により算出した看護職員の数及びその端数を増すことに一以上であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(六) 当該療養病床の病室が医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 当該療養病床の機能訓練室が医療法施行規則第二十号第十一号に規定する基準に該当するものであること。

(八) 医療法施行規則第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1) (一) (二) 及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(二) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病

院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(二) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

二 ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ハ(1)一、四及び六から(八)までに該当するものであること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していること。

ホ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であるユニット。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室(以下「療養病室」という。)における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養

病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことにより一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことにより一以上であること。

(四) 当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

ノ ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ホ(1)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことにより一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことにより一以上であること。

ト 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟(以下「認知症病棟」という。)における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部

ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち、当該認知症病棟における入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数を四に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
- (五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当しないこと。

準に該当しないこと。

- (2) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) (一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
- (二) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (3) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) (一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
- (二) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

チ ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ト(一)及び(四)に該当するものであること。
- (2) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことにより一以上であること。ただし、そのうち、当該認知症病棟における入院患者の数を四をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に二に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に二に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。
- (3) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことにより一以上であること。
- (4) 厚生労働大臣が定める利用者等の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当

していないこと。

七〇九 (略)

六〇八 (略)

九 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 介護福祉施設サービス費(イ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

一 入所定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。

(二) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。))である場合にあっては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号から第十一号までににおいて同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数(常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。))で、入所者の数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。

(三) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員

数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ロに規定する基準に該当しないこと。

(2) 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(一) (1)及び(3)に該当すること。

(二) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、入所者の数が三・五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(一) (1)及び(3)に該当すること。

(二) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、入所者の数が四・一又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定介護福祉施設

サービスの施設基準

(一) 入所定員が二十六人以上三十人以下であること。

(二) イ(1)(二)及び(三)に該当すること。

(2) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(一) (1)に該当すること。

(二) イ(1)(三)及び同(2)(二)に該当すること。

(3) 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(一) (1)に該当すること。

(二) イ(1)(三)及び同(3)(二)に該当すること。

ハ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

イの規定を準用する。

ニ 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

ロの規定を準用する。

ホ 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) イ(1)及び(三)に該当すること。

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介

十 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)又は基準適合診療所短期入所療養

介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一年以上であること。

ハ 小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ(一)、ロ(一)及びホ(2)に該当するものであること。

ト 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

ホの規定を準用する。

チ 小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

ハの規定を準用する。

十 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定する小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分において行われるものであること。

介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)(第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。))に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第二条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準